



事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 8 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

平素より労働行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から関係団体に対して令和 7 年 12 月 26 日付け基安化発 1226 第 2 号により通達が発出されました。

改正の内容は、「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」（令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号）及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」について、技術動向等を踏まえて、表示を一部追加したものであり、従来に通達で示されてきた健康障害防止対策の内容自体に変更はありません。

つきましては、事業者において塗膜の剥離やかき落とし作業における健康障害防止対策が適切に履行されますように、傘下会員等関係事業者に対する別添の通達の周知にご協力をお願いいたします。

